

令和3年度「農地中間管理機構」広報業務委託提案に係る仕様書

1 委託業務名

「農地中間管理機構」広報業務

2 業務の目的

農地中間管理事業及び「いきいき農地バンク方式」の推進のため、①大規模農業者、②集落営農組織等の担い手や、③農業の規模縮小等を検討している農業者、④地域の将来に危機感を持つ集落リーダー等（以下、「農業者等」という。）に対し、より一層の制度周知を図っていく必要がある。

また、令和3年度から公益社団法人兵庫みどり公社が一般社団法人農業会議を吸収合併し公益社団法人ひょうご農林機構が発足したことから、兵庫県農地中間管理機構は各市町農業委員会とこれまで以上に連携して農地中間管理事業の推進を図っていく。

このため、農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に人材育成を図るとともに上記の対象をターゲットとして、年間を通じて計画的で適時な情報提供を図るため、民間事業者の企画力、伝達力、機動力等を活用した中で、効率的・効果的な広報を行う。

3 業務委託内容

令和3年度「農地中間管理機構」広報業務に係る委託業者選定要項5の委託費上限の範囲には、(1)から(3)の内容が必ず含まれていること。

(1) 広報による周知

県内の農業者等を対象に、各種広報媒体を活用し、農地バンク事業制度や支援策等の周知を行う。

ア 新聞等広告

(ア) 8月は集中広報期間として位置づけ、紙媒体1回以上行うこと。

※新聞等広告を行う場合は、内容、時期を発注者と協議を行うこと。

(紙媒体：新聞紙面広告、新聞折り込み広告、チラシ各戸配付など)

(イ) 日本農業新聞広告、全国農業新聞広告の原稿デザイン作成を行うこと。(12月に1回 サイズ：5段)

イ パンフレット等作成配布

パンフレット(A3サイズ2つ折り(A4×4頁カラー)、3種類(概要、貸手、借手))各20,000部

既存パンフレット等のデザイン・記載内容などについての変更は、事前に発注者と協議を行うこと。

※作成したパンフレット類は、ひょうご農林機構本社、県庁、農地管理事務所10箇所、県内市町38箇所、JA14箇所に配布す

ること。

ウ ポスター等作成配布

いきいき農地バンク方式のポスター(B1×カラー) 480部
県、市町及びJAの拠点施設に既成動画とセットでポスターを各1枚配布・依頼する。

※作成したポスターは、イベントで活用するとともに、ひょうご農林機構本社、県庁、農地管理事務所10か所、県内市町38か所、JA(本店・営農支援センター76店舗)14か所、集積意向の強い集落営農組織の集会所(324か所)に配布すること。

(2) いきいき農地バンク推進大会による周知

いきいき農地バンク方式の周知・推進のため、より多くの農業者や土地持ち非農家等が農地中間管理事業及びいきいき農地バンク方式について興味を持ち、地域での取組を加速させることを目的に、農地利用最適化推進委員を対象に事業を認知してもらい、地域での草分け的推進を図る。

大会企画及び運営を発注者と協議の上、実施する。

(ア) 時期 2021(令和3)年11月～12月

(イ) 場所 県下7地区ブロック

(ウ) 対象者 各市町農用地利用最適化推進員(その他農業委員、農業委員会事務局、市町農政部局、県農政部局も対象)

(エ) 企画案

- ・ 農地バンク事業の説明(パンフレット、動画を利用)
- ・ いきいき農地バンク方式の仕組み・意義・委員に対する期待する役割等
- ・ いきいき農地バンク方式の進め方
- ・ 管内のいきいき農地バンク方式事例紹介

※参考；県下7ブロックの対象人数

地区ブロック	農地利用最適化 推進委員	<u>農業委員等</u>	合計 (人)
神戸東播地区	75	65	140
中播地区	57	52	109
北播地区	81	78	159
西播地区	75	91	166
<u>但馬地区</u>	67	65	132
<u>北摂丹波地区</u>	67	65	132
淡路地区	72	39	111
合計	494	468	962

※「農業委員等」は各市町農業委員会会長 1、事務局長 1、担当 1、農政部局 1、農業委員 8 その他 1 計 13 人で算出

※神戸東播地区(神戸市, 明石市, 加古川市, 稲美町, 高砂市)、中播地区(姫路市, 神河町, 市川町, 福崎町)、北播地区(西脇市, 三木市, 小野市, 加西市, 加東市, 多可町)、西播地区(相生市, たつの市, 赤穂市, 宍粟市, 太子町, 上郡町, 佐用町)、但馬地区(豊岡市, 香美町, 新温泉町, 養父市, 朝来市)、北摂丹波地区(三田市, 宝塚市, 猪名川町, 丹波篠山市, 丹波市)、淡路地区(洲本市, 南あわじ市, 淡路市)

※但馬(朝来市)、北摂・丹波(丹波篠山市)、は地域当番制のため、当番市で開催

※阪神・東播地区(高砂市除く)は推進大会の対象からは外す(ブロック別交流研修会は実施)

※各会場は感染対策のため収容人数に十分な余裕のある施設で実施する

(3) 自主企画による提案

受注者が有する企画力、広報力等の広報や周知に係るノウハウや知見を活用した企画により、農業者等に農地中間管理機構の行う事業や支援策等の効果的な広報を行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から 2022 (令和 4) 年 3 月 31 日 (木) まで

5 業務執行体制

正副 2 人を担当者とする。

上記担当者は、事業内容等や進捗状況について、公益社団法人ひょうご農林機構(以下、「機構」という。) 担当者と密に協議を行うこと。

6 成果品

次の成果品を機構に提出すること。

(1) 業務完了報告書

完了した全体事業の概要

(2) 周知資材

作成・配布等行う都度提出を行うこと。

7 その他

(1) 成果品の著作権は機構に帰属する。

(2) PR 資材の作成等については、機構と受注者が協議して変更する場合があります。

(3) 本仕様書に定めがない事項であっても、軽微な内容で機構が緊急を要する等、必要として受注者と協議を行った場合には、受注者は、契約金額の範囲内で実施すること。

(4) 機構は、業務の実施にあたり、受注者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

- (5) 受注者は、個人情報保護法を順守し、個人情報が漏れることはないようにすること。
- (6) 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記の無い事項については、機構と協議の上解決する。